再保険用語集（か行）

※生命再保険に特化している用語については（生）、監督・規制・リスク管理等に特化している用語については（経）と表示しています。

※同じ用語でも、損害再保険・生命再保険で用語の意味・用法等が異なる場合には、損害再保険・生命再保険各々の分野での解説を、（損）・（生）と区別して表示しています。

用語名	英文名	解説
解除覚書	Cancellation Addendum	特約再保険を解約する時に、その証として出再者・受再者間で締結する書類。
価格変動準備金	Reserve for Price Fluctuations	保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金。
確定再保険料		フラット・レート方式のELCにおいて、GNPI確定後に特約書の定めに従って計算され、確定した再保険料のこと。 →関連：総正味収入保険料（GNPI）
カバー・ノート	Cover Note(Evidence of Cover)	(再)保険契約において、プレース完了後に(再)保険ブローカーが契約者(出再者)に対し、契約条件や(再)保険者およびその引受シェア確認のために出状する書状。 →関連：プレースメント
カバー・ホールド	Cover Hold,Held Cover	更改日までに新年度の条件が確定しない場合に備え、契約内容が前年と同一条件である（これをアズ・エキスパイアリング（As Expiring）という）と仮決めした上で、条件が確定するまでの期間、前年と同条件で再保険契約を継続する旨の了承を再保険者から得て、再保険を手配すること。
仮解約通知	Provisional Notice of Cancellation(PNOC)	無期限ベースで締結されるプロポーショナル特約について、次期更改時に特約の解約、条件変更、受再者もしくはその引受シェアの変更などを予定する場合、再保険取引の当事者(出再者・受再者)が、約定された期日までに相手方に出状する仮の解約通知。 →関連：無期限ベース →関連:自動出状条項
監督カレッジ	Supervisory Colleges	（経）主要各国の監督当局が集まって意見や情報を交換し、国際的に業務展開する各保険会社について、グループ全体の健全性を把握する仕組み。

用語名	英文名	解説
カンパニー・マーケット	Company Market	ロンドンの金融街（シティー）にオフィスを構えて保険・再保険の引受を行っている保険会社、再保険専門会社によって形作られるマーケットのこと。同じシティーに所在するロイズ・マーケットに対してカンパニー・マーケットと呼ばれている。 →関連：ロイズ(ロイズ保険組合)
既契約ブロック	In-Force Block	（生）既契約群団。再保険取引の開始時点で既に元受保険会社で引き受けられている契約。買収、株式会社化、増資の抑制、商品ラインの再編などの事業目標を達成するために生命再保険を活用する場合に、既契約ブロックを出再対象とすることが多い。
危険区分	Risk Division	保険者が、引き受けた保険契約（または契約集団）について、1回の保険事故で通常罹災するであろうと考えられる範囲を「1危険」という単位に区分すること。
危険保険金額	Sum (Amount) at Risk	（生）評価時点の保険金額から同時点の責任準備金を差し引いた額。危険保険料式再保険を活用する場合、危険保険金額をベースに再保険金額が決定される。
危険保険料式再保険	Yearly Renewable Term(YRT) / Risk Premium Method	（生）生命再保険において、死亡危険を中心とした保険給付リスクを再保険の対象とし、元受保険金額から責任準備金を控除した金額（危険保険金額）に基づいて保有・出再額が決定される再保険方式のこと。危険保険料式再保険では、利差損益リスク、費差損益リスクは出再されない。 →関連：共同保険式再保険 →関連：自動更新条件付1年定期再保険
基礎率	Actuarial Assumption for Premium	（生）保険料計算の基礎となる予定死亡率、予定利率、予定事業費率などのこと。生命再保険の引受条件を決定する際には、基礎率と実際の発生率の間にどの程度の差異が発生するかを評価する。
既発生未報告損害	Incurred But Not Reported(I.B.N.R.)	既に保険事故は発生しているが、保険会社への報告が行われていない損害の保険金支払い見込み額。
キャタストロフィー・カバー	Catastrophe Cover	ELCのうち、保有勘定を自然災害等の巨大損害からプロテクトする目的で設定するELC。キャット・カバーとも呼ばれる。 →関連：ワーキング・カバー

用語名	英文名	解説
キャタストロフィー・ボンド（キャット・ボンド）	Catastrophe Bond(Cat Bond)	自然災害が発生した場合に、投資家に支払う償還元本を保険金支払資金に充当する仕組みを持つ、保険リンク証券の一つ。 →関連：保険リンク証券
キャパシティ	Capacity	ある(再)保険者または(再)保険市場全体の引受能力(引受可能額)。
キャプティブ保険会社	Captive Company	企業が自社の保険ニーズの全部または一部を引受させるために創設した(再)保険会社。
求率	Quotation	ELC等のノンプロポーショナル再保険の設定に際して、出再者がリーダーなどの受再者に対して必要なカバーの概要を提示し、当該カバーの再保険料率の提示を受けること。 →関連：リーダー（リーディング・アンダーライター）
Q/S &サープラス特約(比例・超過額コンバインド再保険特約)	Combined Quota Share and Surplus Treaty	Q/S特約とサープラス特約を一つの再保険特約として一体化した形態。Q/Sセクションとサープラス・セクションの二つのセクションによって構成される。
Q/S特約(比例再保険特約)	Quota Share Treaty	特約の対象となる全ての原契約をあらかじめ定められた一定の割合（この割合を出再割合または出再率といい、通常%で表示される）に基づいて出再し、受再者はこの出再割合に従って出再された全ての原契約について再保険責任を負担する、プロポーショナル特約の基本ともいうべき再保険形態。
共通勘定プロテクション	Common Account Protection	出再者が設定するプロポーショナル（Q/S）特約について、出再者の責任部分と受再者の責任部分のいずれも回収の対象とするELC。この場合、出再者の設定する共通勘定プロテクションを受再者が購入するか否かを選択できるELCをオプショナルELC、選択できないELCをコンパルソリーELCまたはマンダトリーELCという。 →関連：ビルト・イン・ELC
共同保険式再保険	Coinsurance	(生)生命再保険において、出再者が締結した元受契約の条件と同条件で受再者が再保険責任を負う再保険方式のこと。つまり、死差損益リスクのみならず費差損益リスク、利差損益リスクなどについても負担することとなる。共同保険式再保険の再保険料は、元受保険料に出再割合を乗じて計算される。 →関連：危険保険料式再保険

用語名	英文名	解説
義務再保険	Obligatory Reinsurance	予め約定した契約内容・条件により、受再者が包括的かつ自動的に再保険を引受ける形態を指す。 →関連：特約(再保険)
クリーン・カット方式	Clean-Cut	再保険特約における未経過再保険責任や未払再保険金支払責任を、特約期間の終了時などに解除する方式。 →関連：ポートフォリオ・トランスファー →関連：ラン・オフ方式（特約）（ナチュラル・エキスパイアリー方式）
CRESTAゾーン	Catastrophe Risk Evaluating and Standardizing Target Accumulations	ミュンヘン再保険会社、スイス再保険会社など主要な国際再保険会社が共同で運営するCRESTA（Catastrophe Risk Evaluating and Standardizing Target Accumulations）によるゾーンシステムであり、巨大災害リスクに関する地域区分のこと。
クレーム・シリーズ条項	Claims Series Clause	同一原因による事故が長期間にわたり広範囲に発生した際の1事故を定義する条項。賠償責任保険を対象とするELCに付帯される。
クレーム・メイド・ベース	Claims Made Basis	保険金回収の直接のトリガー(事由・契機)を「損害の請求」とする方式。 →関連：トリガー →関連：リスク・アタッチング・ベース(ポリシー・イヤー・ベース) →関連：ロス・オカーレンス・ベース（ロス・オカーリング・ベース） →関連：ロス・ディスカバー・ベース
グロス保有	Gross Retention	全てのプロポーショナル再保険適用後の保有部分のこと。Q/S&サープラス特約においては、保有とQ/S出再部分を含むQ/Sセクション部分をグロス保有と呼ぶことがある。
グロス・ライン	Gross Line	Q/S &サープラス特約では、保有とQ/S 出再を含むQ/Sセクション部分を「グロス保有」と呼び（Q/S出再部分も含んでいることから、出再者の実際の保有であるネット保有と区別するためにグロス保有という）、このグロス保有額を1グロス・ラインという。 →関連：ライン →関連：ライン制限
経験勘定残高	Outstanding Surplus Account（Balance）	未回収サープラス勘定を参照。

用語名	英文名	解説
経験割戻金	Experience Refund	再保険配当金を参照。
交換再保険(レシプロシティ)	Reciprocal Exchange(Reciprocity)	保険会社2社が相互に出再することにより、危険の分散および正味保険料・収支残高の確保を図ることを目的とした再保険取引。原則として両者の再保険は等質・等量であることを前提とする。
公正価値	Fair Value	(経)測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格を示す。
国際財務報告基準	IFRS, International Financial Reporting Standards	(経)国際的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会(IASB, International Accounting Standards Board)が策定している会計基準の総称。
コミュテーション	Commutation	特定の時点において再保険契約の未払債権債務や残存責任の清算を行い、再保険責任を終了させる手続。
コラテラル	Collateral	再保険取引に伴い提供する担保のこと。担保の形式としては、リザーブ(留保金)や信用状(Letter of Credit)などがある。 【参考】米国、カナダ、オーストラリアなどで事業を行う保険者が、自国内で事業免許を取得していない保険者に出再する場合、出再者は、受再者から出再により移転した責任額に相当する担保供与を受けないと法定会計上、出再控除を認められない。ただし、米国に関しては、一定条件を満たすことを前提に、担保の減額を認めるモデル法およびモデル規制が設けられている。 →関連:出再控除規制 →関連:サーティファイド・リインシュラー →関連:リザーブ(留保金)
コ・リインシュアランス	Co-reinsurance	ELCにおいて、出再者自身がエキセス・ポイントを超過する損害額の一定割合を保有すること。
Contract Certainty	Contract Certainty	再保険契約締結後に契約内容の解釈をめぐる争いを防ぐため、契約の始期に先立って契約内容の詳細まで当事者で確認すべきであるとする考え方。ロンドンマーケットで導入された。 →関連:スリップ・ワーディング